

# 会員の作品の取り扱いについて

このたび、当会の会報、ホームページ、その他刊行物などに寄せられた会員の作品に対する当会の取り扱いについて会員の間で懸念が生じる事例がありましたので、下記のように書面にて確認を行わせて頂きます。

## 会員の作品の取り扱い

### 1. 目的

当会は会員の作品を尊重するものであり、その取り扱いについて、確認するものである。

### 2. 対象物

会報、ホームページ、その他刊行物など当会が提供する発表媒体に掲載された文章、詩歌、写真、図画、プログラム、データベースなど会員が作成した作品を対象とする。

### 3. 取り扱い

①当会の発表媒体に掲載された会員の作品はそれを作成した会員に帰属する。

②当会の発表媒体に掲載された会員の作品をそれを作成した会員が他者に寄稿・発表することは自由である。

③当会の発表媒体に掲載された会員の作品を当会の別の発表媒体に、あるいは他者の発表媒体に当会が転載する場合は、作品を作成した会員の承諾を得て行う。

④ただし、特別な取り決めがなされた作品の扱いはその取り決めに従う。